

長期使用製品安全点検制度

長期の使用に伴い生ずる劣化(経年劣化)により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれが高い「特定保守製品」9品目について、点検制度(法定点検)が設けられました。

■ 点検制度該当製品「特定保守製品」とは

- 屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用/プロパンガス用)
- 屋内式ガスふろがま(都市ガス用/プロパンガス用)
- 石油給湯器
- 石油ふろがま
- FF式石油温風暖房機
- ビルトイン式食器洗い乾燥機
- 浴室用電気乾燥機

「消費生活用製品のうち、長期間の使用に伴い生ずる劣化(経年劣化)により安全上支障が生じ、一般消費者の生命または身体に対し特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であって、使用状況等からみてその適切な保守を促進することが適当な物として政令で定めるものをいう。」(法第2条第4項)(注1)平成23年7月以降に製造された温水暖房付製品も追加対象になります。

[消費生活用製品安全法についての詳細は経済産業省のホームページをご確認ください](http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07kaisei.html)

http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07kaisei.html

■ 製造年月、製品名の確認方法

ビルトイン式食器洗い乾燥機

SEW-S450シリーズ
SEW-SE450シリーズ



特定保守製品	点検期間	2025年12月～2027年11月	点検のお知らせ
製品名 SEW-S450A(K)	製造年月	2016年12月	電源投入時に約7秒
特定製造事業者名 株式会社 千石	設計標準使用期間	10年	間ランプ全てが点滅
兵庫県川西市別所町395	製造番号	16.12-500001	したら点検時期です。
問合せ先 株式会社 千石	コンタクトセンター	0120-51-1058	左記に連絡ください。

保守点検について

法定 平成21年4月以降に製造された特定保守製品が法定点検(長期使用安全点検制度)の対象です。

消費生活用製品安全法(消安法)の「長期製品安全点検制度」に基づき、「特定保守製品」について、点検期間中に点検基準に従って実施する法定点検(有料)です。

- * 点検期間については、製品本体の表示、もしくは製品に同梱している「所有票(お客様控え)」をご覧ください。
- * 法定点検は法律で定められた点検基準に沿った点検項目で実施しています。
- * 法定点検料金には出張料と技術料が含まれています。

■ 部品の保有期間について

法定点検の結果、不備が認められた場合に、安全性を確保(回復)させるために必要な部品を整備用部品といい、メーカーに保有期間が定められています。

機器	部品	保有期間
ビルトイン式食器洗い乾燥機	ポンプ/ファンモーター/基板/ヒーター/配線類 パッキン類/Oリング類	製造打切後 11年

所有者登録について

法定 平成21年4月以降に製造された特定保守製品が法定点検(長期使用安全点検制度)の対象です。

■所有者登録の必要性

第16回臨時国会において、改正消安法(消費生活用製品安全法)が成立し、平成19年11月21日に公布され、お客様自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高いものについて、事故を未然に防止するため、点検等の保守を適切に支援する制度が設けられました。

製品をご使用いただいている方に、製品安全に関する大切なお知らせや、該当商品の自主点検等のご案内を確実にお届けするため、消費者の方にご使用されている商品をメーカー等が把握する必要があり、そのために「所有者登録」をお願いすることになりました。

法的には「長期使用製品安全点検制度」に基づき「特定保守製品」に指定された製品のみが対象になります

■所有者(消費者・家屋賃貸借人等)の責務

特定保守製品の所有者は、製品の製造・輸入事業者(特定製造事業者等)に対して、所有者情報を提供(登録・変更)する責務を負います。また、製品の所有者は、製品事故が生じた場合に他人に危害を及ぼすおそれがあることに留意し、点検等の保守に努めるものとし、特に製品の賃貸業者(家屋賃貸人等)は賃借人の安全に配慮すべき立場にあることから特にその保守が求められます。

■所有者登録方法

製品の事故を防ぎ、長く安全にお使いいただくために、製品の所有者登録をお願いいたします。

弊社製品に、所有者票が入れ付けされていますので所有者票をご確認いただき、手順に沿ってご登録ください。

*お電話での登録は受付しておりませんのでご了承ください。

■所有者登録から登録までの流れ

1

所有者情報をご記入の上、
ポストへ投函して下さい。
※切手は不要です。

2

点検時期がきたら、千石より
点検通知をお送りします。

3

法定点検(有料)をお申込み
いただき、点検を実施します。

■登録情報の変更について

所有者登録の情報に変更があった場合、この製品の製造(輸入)業者に変更をすることが求められます(消安法第32上の8第2項)。引越などで所有者情報に変更がありましたら、速やかに下記合わせ先にご連絡ください。ご連絡いただかない場合、法定点検やリコール等製品安全に関するお知らせが正しく届かないことがあります。

株式会社千石 コンタクトセンター



0120-51-1059

受付時間 平日 9:00~17:30(土・日・祝日、弊社指定休日を除く)

※電話番号をお間違えのないよう、ご注意ください。

※音声ガイダンスに従って「2」の「長期使用機器の点検・所有者情報に関するお問い合わせ」を押してください。

電話番号をお間違えのないよう、ご注意ください。

法定点検基本料金表

■法定点検対象製品 平成21年4月以降に製造された「特定保守製品」

【法定点検期間】 家庭用9～11年

■点検料金(特定保守製品)

ビルトイン式食器洗い乾燥機

点検診断料金(諸経費含む)	9,800円 (税別)
出張料	3,000円 (税別)
合計	12,800円 (税別)

作業時間の目安・・・100分



※点検料金は2016年10月1日から適用のものです。諸説の事情によりよこなく変更する場合がございます。

※上記点検料金に別途消費税が必要になります。

ご注意

- ※上記点検料金は、いずれも出張料と技術料を含みます。
- ※特殊な設置の場合に、必要となった実費相当額を申し受けます。
- ※離島および離島に準ずる遠隔地の場合は、実費相当額を申し受けます。
- ※ご訪問に際して駐車代金、高速料金が発生する場合は、実費相当額を申し受けます。

■点検内容

各部漏れ、作動確認、設置状況の確認、詰まり、変色、性能などを点検診断シートを使用して行います。

■点検時間の目安

約40分～100分程度

■点検訪問日

お申し込み日より、訪問まで約**2週間程度**必要になります。

突然訪問する事はありません。事前に千石認定の点検診断担当員からご訪問日のご連絡をさせていただきます。

(地域によってはご希望にそえない場合がございます。)

点検に関するお問い合わせ先

株式会社千石 コンタクトセンター



電話料金無料

0120-51-1059

受付時間 平日 9:00～17:30(土・日・祝日、弊社指定休日を除く)

※電話番号をお間違えのないよう、ご注意ください。

※音声ガイダンスに従って「2」の「長期使用機器の点検・所有者情報に関するお問い合わせ」を押してください。

電話番号をお間違えのないよう、ご注意ください。

免責事項

- ・点検は点検実施時点の機器の安全を確認するものであり、継続的な性能維持や故障補修を保証するものではありません。
- ・点検完了後の不具合については、因果関係が明確でない場合は保証いたしかねます。
- ・点検結果により修理が必要となった場合は、修理終了以前の機器使用は原則、中止とさせていただきます。
- ・有償の整備、修理、機器の設置改善、機器の交換(買換え)につきましては、総合判定を点検員から十分にお聞きいただきまして、お客さまが判断していただくこととなります。